

介護老人保健施設整備事業者募集（令和4年8月募集）に関する質問回答書

「募集要項」に関する質問	
質問1 該当箇所 1 ページ 1. 募集概要	
	当法人は本計画地におきまして診療所・介護老人保健施設・サービス付き高齢者向け住宅の高齢者複合施設の開設を予定しております。本件介護老人保健施設の応募と同時に令和4年度特定施設入居者生活介護事業への応募が可能か否かを質問させていただきます。計画規模はサービス付き高齢者向け住宅全体で92床、内62床を特定施設入居者生活介護とし、支援の必要な入居者様及び体調不良時の転居先として利用致したく計画しております。
回答1	介護老人保健施設以外の施設を併設することも可能ですので、特定施設入居者生活介護事業への応募も可能です。その場合には事業計画の中に、併設施設の事業費を見込む必要があります。また、審査に際しては、併設する施設を含めた事業計画全体で評価をいたします。
質問2 該当箇所 1 ページ 1 募集概要 3 ページ 5 応募の要件 (1) 施設整備の要件	
	この度の増床の募集は、1ユニット10名の範囲内での募集になりますでしょうか。当方では、既に各ユニットに10室プラス1室の空き部屋を配置している為、当該居室を活用して、1ユニット11名での増床は認められないでしょうか。
回答2	今回の公募では、各ユニットの定員は10人以下とするのが要件ですので、増築（増床）の場合も10人以下のユニットの増築（増床）を公募するものです。従って、既存ユニット10人を11人にする増床は認めていません。
質問3 該当箇所 1 ページ 1 募集概要	
	募集要項には、「新築・増築（増床）」とありますが、当法人の既設老人保健施設の増床での新築移転での応募も可能でしょうか？
回答3	可能です。
質問4 該当箇所 1 ページ 1 募集概要	
	また、募集対象地域は、「仙台市内全域」となっておりますが、上記の場合、既設老人保健施設のある校区（七北田中）での開設が必須でしょうか？それ以外の校区での応募は可能でしょうか？
回答4	市内であれば既設の中学校区以外でも構いません。ただし、現在の開設場所の行政区と違う行政区に移転する場合は、新規指定扱いとなり事業所番号が変更になります。
質問5 該当箇所 1 ページ 1 募集概要	
	募集対象施設が「ユニット型介護老人保健施設」となっておりますが、増床の場合は、現ユニット型の施設でしか応募は受け付けないのでしょうか？通常型の老健施設からの増床の応募は不可でしょうか？
回答5	既存の施設が従来型の介護老人保健施設でも増築（増床）の応募は可能です。この場合、増築

(増床)する介護老人保健施設はユニット型での整備が条件となります。

質問 6

該当箇所 1 ページ 1 募集概要

通常型の老健施設からの増床の場合は、増築・新築移転とも、通常型とユニット型の混合施設としての開設は可能でしょうか？

回答 6

従来型とユニット型の混合施設としての整備は可能です。

質問 7

該当箇所 1 ページ 1 募集概要

新築移転なら、増床前の分も含めて、全部をユニット型にしないといけないのでしょうか？

回答 7

新築移転する場合、移転前の従来型はそのまま従来型として移転整備し、併せて増築（増床）部分をユニット型として整備することも可能ですし、移転増築（増床）分全てをユニット型として整備することも可能です。

募集要項の 10 ページから 13 ページに記載している預金残高証明書の「提出に当たっての注意事項」に記載の「後日、介護事業支援課が指定する日」は「令和 4 年 9 月 30 日（金）」とします。